解散公告（第三回）

当組合は、平成二十二年三月十五日石川県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月十五日

石川県小松市丸の内町一丁目一二〇番地
小松市下牧南土地区画整理組合
清算人代表　牧本　政昭

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十一年三月二十五日名古屋市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月十五日

名古屋市緑区倉坂一五一九番地
名古屋市大高下瀬木土地区画整理組合
清算人代表　牧野　幸男

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年十一月二十日開催の理事会の決議並びに奈良県知事の許可を受け、平成二十二年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月十五日

奈良県北葛城郡王寺町王寺二丁目一番二三号
財団法人王寺町施設管理公社
清算人　保井　伸介

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月十五日

奈良県大和高田市幸町二番三三号
財団法人奈良県広域地場産業振興センター
代表清算人　荒井　正吾

配当公告

愛知県春日井市明知町一四二三番地七八
破産者　株式会社テック・エイチ・エム
右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十一年（フ）第三四〇九号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
優先債権　金一三、三八一、九一九円

一、配当することのできる金額
優先債権　金九、三四五、七五七円

平成二十二年四月十五日

愛知県名古屋市東区筒井二丁目七番二七号
破産管財人　石井　三二

配当公告

大阪市西区阿波座一丁目四番九号
破産者　シン不動産販売株式会社
右の者に対する大阪地方裁判所平成二十年（フ）第七一三四号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金二九〇、九五九、六二九円

一、配当することのできる金額
金三〇、三六七、七九一円

平成二十二年四月十五日

大阪市北区西天満五丁目一番一五号西天満パークビル二号館六階
破産管財人弁護士　入江　寛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道標津郡中標津町字中標津二一線北三番地、最後の住所北海道標津郡中標津町東二〇条南一〇丁目一番地
被相続人　亡　合田　勝関

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月十五日

北海道標津郡中標津町東七条北一丁目一番地
相続財産管理人　梅本　英広

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道斜里郡斜里町青葉町一番地二九、最後の住所北海道標津郡中標津町東二二条南六丁目七番地一〇
被相続人　亡　豊島　真一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月十五日

北海道標津郡中標津町東七条北一丁目一番地
相続財産管理人　梅本　英広

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県平川市杉館宮元一一九番地二、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　工藤　長紀

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月十五日

青森県弘前市大字土手町二一番地の一　八尾法律事務所
相続財産管理人　弁護士　八尾　光善

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県浦和市大字高畑二二三番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　若谷　静男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月十五日

埼玉県さいたま市大宮区桜木町二―七―七　テテュスビル四階佐藤・星名法律事務所
相続財産管理人　弁護士　佐藤　善博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道斜里郡斜里町青葉町一番地二九、最後の住所北海道標津郡中標津町東二二条南六丁目七番地一〇
被相続人　亡　豊島　真一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月十五日

北海道標津郡中標津町東七条北一丁目一番地
相続財産管理人　梅本　英広

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県富山市稲代二二二番地四六、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　服部　格

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月十五日

富山県富山市西田地方町二丁目一二番一号
相続財産管理人　弁護士　木下　実

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県福井市計石町第三七号二番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　坂本　一秀

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月十五日

福井県福井市春山一丁目一番一四号福井新聞さくら通りビル二階
相続財産管理人　玄津　辰弥

第５期決算公告

平成22年4月15日
東京都新宿区新宿四丁目３番17号
株式会社オープンループインベストメント
代表取締役　椙松　修

貸借対照表の要旨（平成21年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	50
	合計	50
負債及び純資産の部	流動負債	0
	株主資本	50
	資本金	100
	利益剰余金	△ 49
	繰越利益剰余金	△ 49
	評価・換算差額等	0
	その他有価証券評価差額金	0
	合計	50

(注) 1．百万円未満の金額は切り捨てております。
2．当期純利益金額　0百万円